

中学校完全給食推進本部・平成30年度第1回会議 会議録

開催日時 平成30年(2018年)10月24日(水) 15時00分～15時13分

開催場所 災害対策本部室

出席者

(本部長)

市長 上地 克明

(副本部長)

副市長 永妻 和子 副市長 田中 茂

(本部員)

教育長 新倉 聡 市長室長 小貫 和昭

政策推進部長 井上 透 財政部長 石渡 修

文化スポーツ観光部長 上条 浩 渉外部長 中野 愛一郎

税務部長 菱沼 孝 市民部長 濱野 芳江

福祉部長 濱野 伸治 健康部長 内田 康之

こども育成部長 平澤 和宏 環境政策部長 加藤 信義

資源循環部長 小川 隆 経済部長 上之段 功

都市部長 渡辺 大雄 土木部長 鈴木 栄一郎

港湾部長 服部 順一 消防局長 佐藤 正高

市議会事務局長 井手之上 麻理子 教育委員会事務局教育総務部長 阪元 美幸

教育委員会事務局学校教育部長 伊藤 学 監査委員事務局長 室井 二三夫

(事務局)

教育委員会事務局学校教育課学校給食担当課長 志村 恭一

教育委員会事務局学校教育課保健体育課係長 田中 慎一

同課主任 中川 雄介

(代理出席者)

総務部長代理 会計課長 大川 佳久

上下水道局経営部長代理 総務課長 中田 良一

選挙管理委員会事務局代理 選挙管理課長 小海 剛嗣

(欠席者)

上下水道局長 長島 洋 上下水道局技術部長 長谷川 浩市

1 開会

【市長】

これより、中学校完全給食推進本部 平成 30 年度第 1 回会議を開催する。

以降の進行は学校教育部長にお願いする。

【学校教育部長】

この中学校完全給食推進本部は、平成 28 年度、中学校完全給食実施について必要な事項を検討するために設置したものである。本部員としてご参画いただいている部局長の皆様には、昨年度までの会議でも様々な意見をいただき、協力いただいている。今年度は、今回が第 1 回目の会議となるが、これまで同様にご協力いただくようよろしくお願い申し上げます。

2 案件

- (1) (仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業 実施方針について
- (2) その他

◆ 説明 (事務局)

◇資料 「(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業 実施方針について」

◇参考資料 「中学校完全給食実施に向けた検討経過について」

資料「(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業 実施方針について」の 1 ページ「1 事業概要」についてだが、(仮称) 横須賀市学校給食センターの整備運営については、設計・建設・運営を一括して発注する DBO 方式により実施することを決定している。DBO 方式では、設計企業、建設企業、運営企業、維持管理企業等がグループを組成し、事業者募集に参加をする。なお、事業者の選定については、平成 30 年 7 月 1 日付で条例設置した「(仮称) 横須賀市学校給食センター整備運営事業者選定委員会」において審議を行った上で、教育委員会で決定をする。

次に「2 実施方針」についてだが、実施方針は、民間事業者の募集や選定に関する事項等事業の実施に関する方針を定めるもので、公平性及び透明性を確保する観点から、事業に関する情報を早くかつ広く周知し、民間事業者に対する準備期間を提供することなどを目的として、策定、公表するものである。本事業においても事業者の参加促進を図るため、平成 31 年 2 月に予定している入札公告に先立ち、実施方針を策定し、教育委員会における審議、議決を経て、本年 11 月に公表する予定である。なお、実施方針に基づいて、業務の遂行にあたり市が事業者を求める水準を示す要求水準書については、案の段階で公表し、事業者から質問や意見を受け付け、その内容を精査した上で、入札公告を行う予定である。

2ページの「3 想定スケジュール」については、先ほどご説明したとおり、11月に実施方針を公表した後、12月に債務負担行為の設定について補正予算を議会に上程する予定である。また、事業者選定委員会は、12月、1月と2回開催し、選定基準の策定等を行い、2月に入札公告を開始する予定としている。平成31年度には、6月から7月にかけて、2回程度開催し、選定基準に沿って、事業者からの提案を審査する予定である。審査結果を踏まえ、整備運営事業者の選定、仮契約と行い、平成31年9月定例議会の議決をいただき、契約を締結したいと考えている。契約後は、平成33年6月までの間を設計・建設期間と想定しており、設計、建築基準法第48条ただし書許可、計画通知、建設という流れで進め、平成33年7月から8月にかけての開業準備期間を経て、8月下旬、夏休み明けからの供用開始を想定している。なお、供用開始後約15年間は運営事業の期間となる。また、給食センターの整備と並行して、旧平作小学校の解体工事、中学校側に整備する荷受室や昇降機等の整備を行っていく。なお、欄外に参考として、建築基準法第48条ただし書きの許可を得るまでの流れ等を記載している。

4ページの「4 実施方針の主な内容」、「(1) 整備運営事業の範囲」についてだが、設計業務、建設業務、調理設備等設置業務、工事監理業務、開業準備業務、維持管理業務、運営業務を設定しており、それぞれ説明欄に記載した内容を事業に含んでいる。また、事業範囲に含まない業務として、建設業務の旧平作小学校解体や中学校側の整備のほか、運営業務にある献立作成、食材調達、残さ等の処理などについては、市で実施する予定である。次に、「(2) 事業者の選定等」については別途、入札及び契約審査委員会において審議いただいた事項となるが、報告させていただく。「ア 選定方法」としては、事業に係る対価及び提案内容等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により契約を締結する予定である。なお、先ほど説明したとおり、事業者選定委員会において、選定基準等の検討、事業者の提案書の審査等を行う。次に、「イ 事業者の資格要件」、「(ア) 建設企業」については、単体企業の場合が、準市内事業者、JVの場合が、市内・準市内で市内事業者を1者以上含むこととし、建設企業以外については、市内・準市内・市外としている。次に、「ウ 契約形態」についてだが、企業グループ全体と基本契約を結ぶとともに、設計企業、建設企業などと、設計・建設等請負契約を、運営企業、維持管理企業と、維持管理・運営委託契約を締結する予定である。最後に「(3) その他」として、市と事業者のリスク分担について示すこととしている。

◆ 質疑

【政策推進部長】

設計・建設期間に関して、設計や計画通知に要する期間、建設期間等の具体的な月数を教えてください。

【事務局】

具体的な期間等は事業者提案に委ねることになる。

【政策推進部長】

期間については非常に重要であると考えている。設計、計画通知、建設等に要する時間を考えると、非常にタイトだと感じている。計画通知に10カ月から11カ月かかるような事例もあり、その場合建設にかけられる期間も短くなる。都市部と入念に調整しないと厳しいスケジュールだと思う。特に給食センターは設備も非常に多い施設になるので、そういった状況での計画通知は難しいのではないかと。内訳を今一度精査する必要があると感じている。

【事務局】

ご指摘いただいた内容や建築基準法第48条ただし書等もあるので、個別に所管課と調整は進めているところだが、引き続き調整し精査していきたい。

【資源循環部長】

資源循環部としては、食品残さの取り扱いについて気になっている。食品リサイクル法において、食品残さは基本的に資源化する流れとなっている。その視点は持っておいていただきたいと要望したい。

【事務局】

残さ等の処理については事業内容に含まず、市が別途行う予定である。

【市長室長】

要求水準書についてはどのようなスケジュールで公表していくのか。

【事務局】

要求水準書については、実施方針の公表と同時に、案の段階で公表する。案に対し、事業者側から質問や意見を受け付け、最終的に確定した要求水準書となるのは入札公告のタイミングとなる。

【市長室長】

防災を所管している部局としては、基本計画に記載している炊き出しの想定などを求めるにあたり、記載内容についてさらに調整したいと考えている。

【事務局】

現在要求水準書では、事業者側と別途防災協定を結ぶことを明記したいと考えている。引き続き検討し、調整させていただきたい。

【学校教育部長】

最後に、本日の議事について市長にご確認いただきたいが、(仮称)横須賀市学校給食センターの実施方針について、本日報告した内容で進め、教育委員会において審議の上、策定するという事によろしいか。

【市長】

学校教育部長の発言のとおりでお願いします。

【学校教育部長】

では、教育委員会での審議を進めさせていただく。その後は、事務局からご説明したとおり、11月には、実施方針を公表する予定である。公表後、事業者からの質問期間を設ける。質問内容によっては関連する部局の皆様にもご相談させていただくこともあるかと思うので、その際は協力をお願いしたい。

3 閉会

【学校教育部長】

本日も審議にご協力いただき感謝申し上げます。これをもって中学校完全給食推進本部 平成30年度第1回会議を終了とする。